

7 高齢者虐待防止ネットワークの構築

市町は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者を適切に支援するため、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備しています。

具体的には、地域包括支援センターにおいて、次の三つの機能からなる高齢者虐待防止ネットワークにより、役割分担と相互連携を図りながら、実態把握から対応・支援までを継続的に支援します。

保健・医療・高齢者福祉に専門的に携わる関係者の方々が、高齢者虐待についての認識を深めていただき、このネットワークの一翼を担っていただくことが極めて重要です。

①早期発見・見守りネットワーク

民生委員、自治会、家族の会などが地域住民と協働して見守り、高齢者や養護者に対する日常的なかかわり方を活かした“地域の目”の役割を果たします。身近な存在として相談を受けるなかで、「何かへんだな」と感じる変化が見られれば、地域包括支援センターに伝えます。

②保健医療福祉サービス介入ネットワーク

介護保険サービス提供者や主治医など、保健・医療・福祉の関係者が、発生した虐待事例にチームで対応し、具体的な支援を行います。また、虐待の疑いや危険性が疑われる場合の早期発見にも努めます。

③関係専門機関介入支援ネットワーク

保健・医療・福祉分野の範囲を越える専門的な対応を必要とされたり、立入調査や緊急対応等で市町が権限を行使する際などに、警察、弁護士、専門医などに協力を要請し、連携して問題の解決にあたります。

以下の図は、福井県のモデル事業を活用して、平成17年度に高齢者虐待防止ネットワークを構築した福井市の事例です。

